

令和8年度介護職員就業支援事業の実施予定

事業の内容	<p>① 介護職員研修費等補助事業【拡充】</p> <p>介護に関する研修を修了し、市内の介護事業所等で一定期間就業した者に対して、研修受講に要した費用の一部を助成します。</p> <p>⇒「認知症介護実践リーダー研修」「認知症介護実践者研修」を新たに対象に含める予定</p>
	<p>② 訪問介護員等採用活動支援事業【拡充】</p> <p>市内の訪問介護事業所等に対し、当該事業所で勤務する訪問介護員等の採用活動を実施する場合の費用を補助します。</p> <p>⇒他サービス事業所の介護職員の採用経費も対象に含める予定</p>
	<p>③ ケアプランデータ連携システム活用促進事業【新規】</p> <p>複数の事業所グループに対し、ケアプランデータ連携システムの導入及び活用を促進するとともに、当該取組を通じて得られた業務負担軽減や経費削減等の結果を好事例として他の介護事業所に説明・展開することにより、市内事業所全体でのシステムの活用促進を図ります。</p> <p>⇒委託事業者の選定後（6～7月ごろ）、伴走支援を希望する事業所を募集する予定</p>
	<p>④ 外国人介護人材生活支援事業</p> <p>介護事業所に就業する外国人介護人材に対し、日本で生活を始めるために必要な物品の購入費用を負担した当該事業者に対して、要した費用の一部を補助します。</p>

地域リハビリテーション活動支援事業 を活用してみませんか？

苫小牧市では、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けることができるように支援するため、リハビリ専門職等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)を地域へ派遣し、介護予防の取組みに対する助言や指導、技術支援等を行う、**地域リハビリテーション活動支援事業**を実施しています。

支援内容

- ①地域団体等が行う介護予防に関する技術的支援
- ②介護職員への介護予防に関する技術的支援
- ③サービス担当者会議等におけるケアマネジメント支援



訪問

自宅に訪問し、
本人の暮らしを評価する

- 日常生活動作、生活関連動作、生活機能の評価
- 自宅での活動、役割、趣味、外出方法、通いの場
- 住宅環境、住宅改修、福祉機器・用具の活用 など



通所

通所に訪問し、
事業所スタッフ等に
助言を行う

- その方にあった運動
- 運動強度、注意点
- 身体機能、フレイル、認知症検査などの評価方法



リハビリテーション 専門職等

サービス担当者会議等

自立支援、重度化防止の視点で、
その方の暮らしを多職種で評価し、
原因と打ち手、目標設定などを行う

- なぜできないのか追及
- どうしたらできるのか
- 今後どうなるのか
- 具体的な取組案 など



地域団体等の通いの場

住民運営を大切に、住民と一緒に
介護予防、健康づくり、住民同士の
つながりのお手伝いを行う

- なぜ通いの場が必要か
- どういった効果があるのか
- 継続実施の工夫
- 体に対しての相談 など



実際に活用してみた感想



利用者様のリハビリの様子を、実際にリハビリ専門職に見てもらうことで、専門職の視点から利用者様にあったアドバイスをいただくことができたので、とても勉強になりました。

スタッフが実施しているメニューが利用者様にあっているのか悩んでいました。この事業を活用することで、リハビリ専門職からアドバイスを具体的にいただくことができました。他の利用者様のリハビリメニューにも活用していきたいと思います。



講師を依頼するまでの流れ

※派遣を受ける事業所等が同職種の職員を配置している場合は、本事業の対象となりませんので、ご了承ください。

1

リハビリ専門職等からの助言や指導等を希望される場合は、派遣依頼希望日の1か月前までに市介護福祉課に電話または来庁いただき、事業利用申請書を提出していただきます。
※希望日を2日ほど用意してください。



2

介護福祉課担当者がリハビリ専門職等と日程調整を行い、申し込みをした事業所等に日程を連絡します。

3

派遣の当日に担当リハビリ専門職等が直接会場に伺い、助言や指導、技術支援等を行います。
※事業終了後、実施報告書を提出していただきます。



ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。



《お問い合わせ》

苫小牧市福祉部介護福祉課地域包括係

☎0144-32-6347